

日本学生支援機構奨学金（貸与）について

貸与

日本学生支援機構「貸与奨学金」

国の育英奨学事業として独立行政法人日本学生支援機構により運営されている貸与制の奨学金で、無利子貸与の「第一種奨学金」と有利子貸与の「第二種奨学金」があります。いずれも卒業後に返還の義務があります。詳細は別冊『奨学金を希望する皆さんへ』（日本学生支援機構）をご覧ください。

<定期採用>

	第一種奨学金（無利子）・併用貸与		第二種奨学金（有利子）	
貸与月額	1～3年次	自宅 20,000円、30,000円、40,000円、54,000円※ 自宅外 20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、54,000円※、64,000円※	20,000円～120,000円の範囲で選択（1万円単位）	
	4年次	自宅 30,000円、54,000円 自宅外 30,000円、54,000円、64,000円		
貸与期間	最短修業年限			
対象	全学年（休学・留年中の者は申請不可）			
学力基準	1年次：評定平均値 3.5 以上 2年次以上：各年次における通算標準修得単位数※をみだし、かつ原則として GPA（通算）が各学部における上位 1/3 以内の者。 ※標準修得単位数＝卒業に必要な単位数÷4【通算標準修得単位数】 ・2年次 標準修得単位数×1 以上 ・3年次 標準修得単位数×2 以上 ・4年次 標準修得単位数×3 以上 平成29年度以降入学者は、上記の基準を満たさない場合であっても、家計支持者の住民税が非課税（市区町村民税所得割額が0円）である者、生活保護受給世帯の者、又は社会的養護を必要とする者であって、次の（ア）または（イ）のいずれかに該当する者は学力基準緩和対象となる。 （ア）特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。 （イ）学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。		1年次：修学に足る能力を有する者。 原則として、各年次において以下の累積修得単位数を満たしている者。 ・2年次：20 単位以上 ・3年次：45 単位以上 ・4年次：75 単位以上※ ※但し、4年次においては最短修業年限での卒業が見込める者。	
家計基準	父母またはこれに代わって家計を支えている人の「年間所得」から家庭事情などを考慮した「特別控除額」を差し引いた金額（『認定所得金額』）が、収入基準額以下であること。 平成29年度以降入学者（1～3年次）で「第一種奨学金のみ」希望者は、上記基準又は以下基準のいずれかに該当すること。 家計支持者の住民税が非課税（市区町村民税所得割額が0円）である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者。			
募集等	奨学金説明会に必ず出席のこと			

※最高月額を選択する場合は別途基準有。

<その他>

種別	募集(予定)	貸与月額	期間	初回振込
短期留学奨学金【有利子】	1月（4～7月出発） 4月（8～11月出発） 8月（12～3月出発）	20,000円～120,000円の範囲で選択（1万円単位） （第二種と同じ）	留学期間（3ヶ月以上1年以内）	留学プログラム開始月

日本学生支援機構奨学金